

## 「うつらない、うつさない生活」をつくる

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、一人一人が生活に感染症対策を取入れ、「うつらない、うつさない生活」を心がけましょう。

問合せ／保健予防課(☎243-7315)

### 一人一人の基本的な感染対策

- 手は約30秒かけて水と石けんで丁寧に洗いましょう
- 人との間隔はできるだけ2m空けましょう
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用しましょう
- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控えましょう
- こまめに換気しましょう
- 毎朝、体温測定などでからだの状態を確認しましょう
- 発熱または風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養しましょう
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかを記録しましょう

### 各場面での実践例

#### 食事

- ・大皿は避けて、個別の皿に盛付ける
- ・対面ではなく横並びで座る
- ・多人数での会食は避ける

#### 買い物

- ・お店には一人または少人数で行く
- ・すいている時間帯を選ぶ
- ・展示品にはなるべく触らない

#### 仕事・通勤

- ・テレワーク、ローテーション勤務に努める
- ・会議はオンラインで行う
- ・時間帯をずらして通勤する

#### 娯楽・スポーツ

- ・ジョギングは少人数で行う
- ・周りの人と間隔をあけて行う
- ・狭い部屋に長居はしない

### 冷静に、寛容さと思いやりの心を持って

市内の新型コロナウイルス感染症患者については、現在のところ、最小限に抑えられており、これも市民の皆さんのご協力の賜物と感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者は、全国的に減少傾向にありますが、まだまだ決して安心できる状況ではなく、第2波、第3波の可能性にも備えなければなりません。

ウイルスは人が介在しない限り、自分では動けず、増えることもありません。今後も一人一人が、感染症予防の正しい知識を持つとともに、日常全

てに感染症対策の観点を取入れ、うつらない、うつさない生活をつくっていくことが必要となります。そして、冷静に、寛容さと思いやりを持つことが大切です。

水戸市保健所として、市民の皆さんの命と健康を守るため、全力を尽くしていきます。

水戸市保健所長  
土井幹雄



### 施設などの対応

市の公共施設の利用について、社会活動への影響などを考慮し、6月1日から、一部を除き感染症対策を行ったうえで利用制限を解除します。

感染症の拡大防止のため、主催者や利用者は、開催な

どの必要性を十分に検討してください。また、施設利用にあたっては、感染症対策を十分に行うようお願いいたします。各施設ごとの対応や最新情報などは、市ホームページをご覧ください。

## 減免、徴収猶予など

感染症の影響により経済的な損失を受けた方などを対象に、国民健康保険税などの減免や、市税などの徴収猶予を行っています。希望する方は、各問合せ先へ**事前に電話で相談**のうえ、申請してください。

### ▼国民健康保険税・介護保険料の減免

対象・内容／世帯の主たる生計維持者が、次のいずれかの場合 ①死亡または重篤な傷病を負った ②事業収入などの減少見込額が前年の10分の3以上 ※減少が見込まれる事業収入以外の所得の合計額が400万円を超える場合を除く。

		減免の割合	
		国民健康保険税	介護保険料
対象	①	全額	
	②	減少する事業所得相当分の保険税の10分の2～10分の10(前年の合計所得金額に応じた割合) ※事業などの廃止や失業の場合は全額。前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外。	減少する事業所得相当分の保険料の10分の8 ※事業などの廃止や失業の場合、前年の合計所得金額が200万円以下の場合全額。

対象となる保険税(保険料)／令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限または年金給付の支払日が到来するもの  
申請期限／令和3年3月31日(水)  
問合せ／国保年金課国税係(☎232-9526)または介護保険課係(☎232-9194)

## 事業者向けの新たな支援策

### ▼事業継続緊急支援金

感染症の影響により売上が減少したものの、国が実施する給付金などの支給要件に該当しない市内事業者を対象とした一律の支援金です。

対象／市内に事業所がある法人、個人事業主または市内に住所がある個人事業主で、次の要件をすべて満たすもの ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3～7月のうち、前年の同月比で1か月の売上が30%以上減少した月がある(ただし平成31年3月以降に創業したものにおいては、創業月～令和2年2月の月平均の売上を、令和2年3～7月のいずれか一月と比較することができる) ②国や他の地方自治体の実施する持続化給付金または水戸市宿泊事業者緊急支援金の支給を受けていない

支援金額／個人事業主…10万円 法人…20万円

### ▼飲食店テイクアウトサービス緊急支援金

対象／令和2年3月以降、テイクアウトサービスを新たに実施または強化した飲食店経営者 ※市外に事業本部のあるフランチャイズ加盟店や市外に本社があるチェーン店でないことなど、条件があります。詳細は、お問合せください。

支援金額／10万円(条件に該当する飲食店を市内において2店舗以上経営するものは20万円)

### ▼市税などの徴収猶予の特例制度

対象／次のすべてに該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

対象税目／令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限の到来する個人市民税・県民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税など 猶予期間／各納期限の翌日から1年の範囲内

申請期限／令和2年6月30日(火)または納期限のいずれか遅い日まで

※担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

問合せ／収税課(☎291-3386)

### ▼国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例

対象／新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、当年中の所得見込額が現行の免除などの水準に該当する方

対象期間／免除・納付猶予…令和2年2～6月分 学生納付特例…令和2年2月分～令和3年3月分

※免除などを受けた期間については、追納により将来受取る老齢基礎年金を増やすことができます。免除などの適用後でも、10年以内であれば追納ができます。

問合せ／国保年金課国民年金係(☎232-9529)または水戸北年金事務所(☎231-2283)

### ▼飲食店テイクアウト・デリバリーサービス緊急支援金

市内飲食店が販売するテイクアウト商品を、有償のサービスで配達する場合の配達料を支援します。申請前に、電話で、相談してください。

対象／市内に事務所や事業所を有する運送業を営むもので、飲食物の配達サービスを行うために必要な許可または届出をしていること

支援金額／配達1件につき300円(1事業者の上限30万円)

### ▼宿泊事業者緊急支援金

事業継続に係る必要経費の一部を支援します。

対象／市内で宿泊施設を営む茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合または水戸観光コンベンション協会会員 ※このほかにも、条件があります。詳細は、お問合せください。

支援金額／総客室数に応じて30～200万円 ※大規模宴会等施設を備える場合、200万円を加算。

申請・問合せ／いずれも申請書に記入し、添付書類を添えて、郵送で、水戸市商工課(〒310-8610、☎232-9185)へ ※申請書は、市ホームページから入手できます。

その他の事業者向け支援策について、概要一覧を市ホームページに掲載しています。



## 個人向けの支援策

生活支援	休業・減収などで緊急に生活費が必要	貸付 緊急小口資金 「広報みと」4.15号P3参照	貸付上限／10万円(特例の場合20万円) 据置期間／1年 償還期限／2年以内	市社会福祉協議会 自立相談支援室 ☎291-3941	
	休業・減収などで生活が維持できない	貸付 総合支援資金 「広報みと」4.15号P3参照	貸付上限(月額)／2人以上20万円、 単身15万円 貸付期間／原則3か月以内 据置期間／1年 償還期限／10年以内		
	離職・減収などで住宅を失った、または失うかも	給付 住居確保給付金	給付額／家賃相当(上限あり) ※世帯人数や収入により給付額が異なる		
	休業・減収などで税金や料金が納められない	猶予・減免 市税、各種料金の徴収猶予、減免 P5、「広報みと」5.1号P10参照	猶予対象／市税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、保育所利用者負担金など 減免対象／国民健康保険税、介護保険料		各担当課 (担当課が不明な場合) 新型コロナウイルス感染症総合案内 ☎306-7110
	すべての市民に対する支援	給付 特別定額給付金 下部、「広報みと」5.15号表紙参照	対象者／基準日(4/27)時点で水戸市の住民基本台帳に記録されている方 給付額／1人一律10万円		特別定額給付金室 ☎232-9105
休業補償	子育て世帯に対する支援	給付 子育て世帯への臨時特別給付金 下部参照	対象者／児童手当を受けている方など 給付額／児童1人一律1万円	子ども課 5/31まで…☎232-9176 6/1から…☎350-8837	
	子どもの世話のため仕事ができない	助成 小学校休業等対応支援金 (フリーランス向け)	助成対象／小学校の臨時休業などにより就業できなかった日数 助成額／1日当たり4,100円	学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999	
	相談	相談 新型コロナウイルス感染症総合案内	新型コロナウイルス感染症に関する各種相談受付	新型コロナウイルス感染症総合案内 ☎306-7110	

## 給付金など

新型コロナウイルス感染症対策の各種給付金などを紹介します。

### ▼特別定額給付金

特別定額給付金(10万円給付)について、5月28日(木)から世帯主の方宛に申請書を送付します。申請書が届いたら、必要事項を記入し、本人確認書類・振込先金融機関口座確認書類の写しを添付のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。オンライン申請については、市ホームページをご覧ください。

受付期間／8月31日(月)(当日消印有効)まで

給付開始日(予定)／6月5日(金)

問合せ／水戸市特別定額給付金コールセンター(☎0570-078-878) ※受付時間は平日の午前9時～午後5時。

振り込め詐欺、個人情報の詐取に注意してください。自宅や職場などに、不審な電話がかかってきたり、郵便やメールが届いたりしたら、警察相談専用電話(☎110)まで連絡してください。

### ▼子育て世帯への臨時特別給付金

対象／令和2年4月分(3月分含む)の児童手当の受給者 ※児童手当の所得制限限度額を超える方を除きます。

対象者(公務員を除く)には5月25日(月)に通知を送付します。

給付額／対象児童1人につき1万円

給付日(予定)／6月12日(金)以降

※申請は不要(公務員を除く)。

問合せ／子ども課(5月31日までは☎232-9176、6月1日からは☎350-8837)

### ▼傷病手当金(国民健康保険、後期高齢者医療)

申請により傷病手当金を支給します。

対象／給与などの支払いを受けている被保険者で、感染症に感染または感染が疑われることにより、一定期間就労できず給与などが支払われなかった方

※支給額や申請方法など、詳細は、お問合せください。

問合せ／国民健康保険については国保年金課医療給付係(☎232-9166)、後期高齢者医療については国保年金課後期高齢者医療係(☎232-9528)